

だい じ ち ば し しょう がい しゃ けい かく
第4次千葉市障害者計画

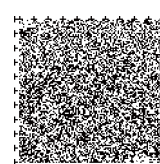
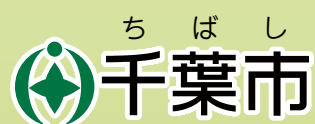
だい き ち ば し しょう がい ふく し けい かく
第5期千葉市障害福祉計画

だい き ち ば し しょう がい じ ふく し けい かく
第1期千葉市障害児福祉計画

へいせい ねんど へいせい ねんど
(平成30年度～平成32年度)



へいせい ねん がつ
平成30年3月



はじめに

千葉市では、平成27年3月に策定した「第3次千葉市障害者計画及び第4期千葉市障害福祉計画」に基づき、安らぎのあるあたたかな共生社会の実現に向けて、各種施策の充実を図ってきました。

一方で、既存の制度の拡充のみでは対応できない課題が顕在化し、様々な問題が相互に関連し合い、短期間で結果を出すことが難しい状況であることから、平成29年4月に「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定しました。

さらに、国においても、障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正、発達障害者支援法の一部改正が行われ、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害及び障害のある方への理解と認識を深め、差別や偏見を解消していくことが求められています。

これらを踏まえて、この度、平成30年度からの3年間を計画期間とする「第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画」を策定しました。

本計画では、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会を構築することを基本理念としました。

また、本計画は、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」の第一段階の実施計画となることから、親亡き後を見据えた支援、発達障害者への支援、重度の障害のある方たちへの支援の3つの重点課題について重点的に取り組むこととし、障害者理解の促進・社会参加の推進、相談支援の充実、地域生活支援の充実などの6つの基本目標を立てました。特に、障害者理解の促進にあたっては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、同大会後もレガシーとして、障害の有無に関わらず、誰もが社会に出て活躍できる社会づくりに資する施策を盛り込みました。

さらに、障害福祉サービス、障害児通所支援等の見込量などを一体的に定め、様々な分野にわたる施策を総合的に推進することとしました。

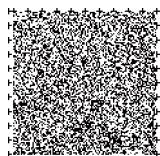
今後は、本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の方々との連携、協働のもと、基本理念の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、特に障害のある方やそのご家族、そして、千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

千葉市長

熊谷 俊人



第1部 総論

◆計画策定の趣旨

本計画は、平成29年4月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を踏まえた第1段階の実施計画として、現行の「第3次千葉市障害者計画」の到達点や実態調査の結果を踏まえ、障害者が地域において自立した生活を送り、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参加できることを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画として策定するものです。

◆計画の位置づけ

この計画は、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を上位方針とした実施計画であり、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定した計画となります。

なお、「千葉市新基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画となります。

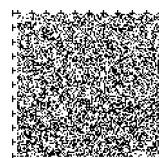
◆計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

◆障害者とは

本計画では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としします。

なお、平成26年1月の障害者権利条約の批准に先立って改正された障害者基本法において、障害者が受ける制限を「機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる」とするいわゆる「社会モデル」の考え方が取り入れられたことから、これまで「障害」と表記してきたものの一部に、正確には「機能障害」と表示すべきものがありますが、本計画では、引き続き「障害」の表記で統一しています。



◆計画の基本理念

すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会を構築する。

◆計画の3つの視点

1 中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援

平成29年4月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」において示された方向性を踏まえ、同指針の第一段階の実施計画として、より支援が必要な障害者への施策に重点的に取り組むとともに、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象に、本市の障害者施策の推進の方向及び具体的方策を示す必要があります。

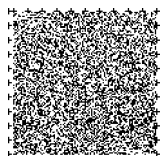
なお、市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者の高齢化・重度化への対応等、将来を見据えた障害者視点に立った取り組みが必要です。

さらに、障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

2 誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進

障害者にやさしい社会は、障害者だけでなく、すべての市民にとってやさしい社会となります。障害者の社会参加が進むにつれて、私たちの社会にあるバリアが見つかり、これらの地域における障害者の自立や社会参加に係るバリアを一つひとつ無くすことで、すべての市民が自分らしく生活できる共生社会が実現できます。

そこで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害の有無に関わらず、誰もが安心して生活できるよう、障害についての理解等の促進や施設・設備の整備といったソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を進める必要があります。

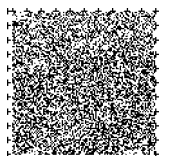


3 障害者団体との協働及び市民参加

障害者の自立及び社会参加の支援に当たり、障害者団体等の活動は重要な役割を果たしており、障害者本人や家族への相談支援はもとより、障害及び障害者の理解促進、専門的な人材養成など、幅広い活動を担っています。

また、障害者の視点に立って施策展開するためには、当事者が各種障害者施策へ参加、参画することが重要であり、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を、各種施策に反映させていくことが必要です。

さらに、障害者本人の各種障害者施策への積極的な参加・参画はもとより、市、関係団体、専門機関、地域住民、事業者、ボランティア団体など地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担って連携し、協働していくことが必要です。



第2部 各論

◆3つの重点課題

- I 親亡き後を見据えた支援
- II 発達障害者への支援
- III 重度の障害のある方たちへの支援

重点課題 I 親亡き後を見据えた支援

障害者本人の日常生活を支援している親に代わって、障害者本人の支援における連携体制、障害者本人の意思を尊重した様々なサービスや生活支援のコーディネート役、日常生活を維持するためのきめ細やかなサービスの提供、障害者本人の住まいの確保が、介助者の高齢化及び親亡き後の支援に関する喫緊の課題となっています。

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

(1) 成年後見制度の利用促進

親が健在のうちに、成年後見人候補者を決定するなど、障害者本人の生活状況や趣味・嗜好などを理解して引き継げるよう、本制度の普及啓発を行っていきます。

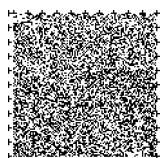
(2) 親亡き後の住居への対応

地域生活の受け皿であるグループホームの整備を促進するとともに、重度の障害者に対応できるようグループホームへの支援について検討します。

また、親亡き後も障害者が住みなれた我が家でのひとり暮らしができるような支援を検討します。

(3) 相談支援体制の充実

地域生活支援拠点等において、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の充実を検討します。



重点課題Ⅱ 発達障害者への支援

これまでの発達障害に関する専門的な相談機関が相談対応に追い付かない状況であるとともに、地域の関係機関の連携の不足や様々な発達障害の種類に対応した事業所の不足、強度行動障害者の家族への支援が喫緊の課題となっています。

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

(1) 相談支援体制の充実

関係機関への支援（機関支援）を通じて地域の発達障害に関する対応力を向上させるとともに、気軽に相談できる場の創出を検討します。

(2) 地域の関係機関の連携の仕組みづくり

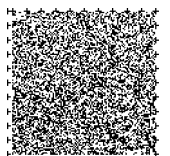
子どもの成長にあわせて、地域で関わる関係機関は変化していくため、成長段階に応じた発達障害者本人の情報を関係機関が共有できる仕組みを検討します。

また、複数の関係機関が関わる場合、十分な連携が図れるよう、必ず関係者間での話し合いの場が設けられるなど、連携の強化を検討します。

(3) 強度行動障害者への対応

強度行動障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所等にインセンティブを付与することを検討します。

また、親や支援者による不適切な対応の積み重ね(合理的配慮の欠如)により発生してしまう二次障害を防ぐよう理解を促進することを検討します。



重点課題Ⅲ 重度の障害のある方たちへの支援

医療的ケアなどの重度の障害に対応できる障害福祉サービス事業所などの不足、専門的な相談機関や計画相談事業所の不足、医療と福祉の連携、教育機関での対応、重度の障害者の意思決定のプロセス確保が喫緊の課題となっています。

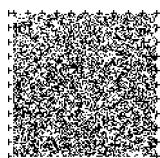
これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

(1) 重度の障害者に対応できる障害福祉サービス等の推進

医療的ケア等を必要とするなど重度の障害のある方に対応できる事業所や人員の確保に努めます。

(2) 教育機関での対応

普通学校に所属する医療的ケア等を必要とするなど重度の障害のある児童に対する看護師巡回サービスについて体制を拡充していきます。



◆ 6つの基本目標

- 1 理解促進・社会参加の推進
- 2 相談支援の充実
- 3 地域生活支援の充実
- 4 保健・医療の充実
- 5 障害児に対する支援の充実
- 6 生活環境の整備

基本目標1 理解促進・社会参加の推進

～東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした交流の促進～

(1) 相互理解の推進

障害者団体との連携等により、「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人もない人も、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害者への差別をなくし、正しい理解の普及に努めるとともに、障害のある人となない人の交流機会を充実することにより相互理解の推進を図ります。

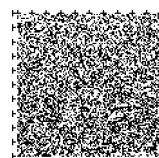
また、福祉講話等の学校における取組みを充実することにより、次世代を担う子どもたちに対する理解の促進に努めます。

さらに、障害を理由とする差別は、障害者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであることから、社会のあらゆる場面において、その解消に努めていきます。

(2) スポーツ・文化活動の支援及び交流の促進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、障害のある人もない人もスポーツや文化活動を通じて交流することができるよう様々なイベントを開催するとともに、障害者がスポーツに取組み、健康増進を図ることを支援します。

また、地域のスポーツ施設、障害者福祉センター、療育センターふれあいの家等において、スポーツ・文化活動の機会を確保するとともに、健康づくりや生きがいづくりに繋がるよう活動事業の内容の充実を図り、より多くの障害者の参加を促進します。



(3) 一般就労の支援

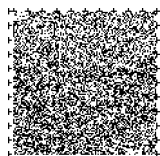
障害者の一般就労に向けて、障害者の福祉施設から一般就労への移行など、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、障害者の就労相談や職業訓練の充実、就労後の障害者の定着のための支援を行うほか、企業等に対し障害者雇用についての一層の理解と協力を求めて行きます。

(4) 福祉的就労の支援

障害の程度等により、企業等での就労が困難な障害者に対して、障害者就労施設等の活動の場を確保する一方、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、授産製品の販路拡大、障害者就労施設等の経営指導や共同受注などへの支援を行い、工賃向上を図ります。

(5) ボランティア活動の促進

障害者へのボランティア活動にあたり必要となる基本的知識や技能の習得に関する講座などを開催するとともに、様々な活動機会を提供することにより、市民のボランティア活動への参加を促進します。



基本目標2 相談支援の充実

～障害者等の自己決定を尊重した相談支援体制の構築～

(1) 身近な相談支援機関の充実

障害者や家族介助者の不安を軽減するとともに、地域で気軽に相談できるよう、各保健福祉センター、児童相談所をはじめ、障害者相談支援事業、障害者相談員事業などを充実させることにより、地域の中で障害者を支えていく仕組みを強化します。

また、相談機関同士の連携を強化するとともに、障害者への様々な支援が切れ目なく提供できる仕組みを構築します。

さらに、相談支援機関の利用に結びつくよう、その存在や利用方法等について周知を図っていきます。

(2) 専門的な相談支援体制の強化

障害が多様化・複雑化していく中で、発達障害者支援センター、こころの健康センターなどにおける専門性の高い相談支援体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会などを通じて、強度行動障害のある方や医療的ケアを必要とする方などの事例に対応していくための相談に応じる職員のスキルアップを図っていきます。

(3) 権利擁護の推進

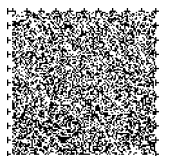
障害者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、判断能力の不十分な方の権利を擁護する様々な制度の利用を促進するとともに、障害者虐待については、被虐待者への対応と同時に、家族や事業所等への支援も行い、再発防止に努めます。

(4) 情報提供の充実

障害者が利用できる各種福祉サービスはもとより生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報提供を行います。

その際、カラーユニバーサルデザイン等に配慮したり、音声コードを付したりするなど、視覚障害や聴覚障害などの特性に配慮した情報提供、意思疎通に配慮します。

また、障害者が意思疎通のための手段について選択する機会が確保され、円滑に意思表示やコミュニケーションが行うことができるよう、手話通訳者など障害者のコミュニケーション支援に関する知識・技能をもった支援者の養成及び派遣体制を充実することにより、障害者の社会参加を促進します。





基本目標3 地域生活支援の充実 ～地域や施設で暮らすための支援の充実～

(1) 自立した地域生活への支援・促進

必要な時に必要なサービスを利用しながら地域で自立した生活をおくれるよう、訪問系・日中活動系・居住系サービスなどの障害福祉サービス及び地域生活支援事業をより充実させるとともに、サービス利用計画の作成体制の充実を図ります。

(2) 日中活動の場、生活の場の確保

福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進するため、関係機関が連携して支援を行うほか、グループホームその他の障害福祉サービス事業所の整備を進めるとともに、地域活動支援センターなどの日中活動の場、生活の場の確保に努めます。

(3) 福祉用具利用支援の充実

障害者が地域で自立して生活していくために、補装具費及び日常生活用具費の適切な支給や障害者福祉センターにおける各種福祉機器の情報提供を充実し、障害者の自立や社会参加を促進します。

(4) 経済的支援の充実

障害者への経済的な支援として福祉手当、医療費助成など、各種の手当や助成を行うほか、日常生活における経済的負担の軽減等に努めます。

基本目標4 保健・医療の充実 ～保健や医療分野との効果的な連携～

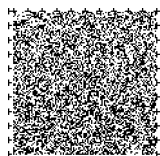
(1) 障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実

生活習慣病など、障害の原因となる疾病等を予防し、早期に対応するため、各種健康診査や予防接種などを実施するほか、障害の軽減等に必要な受診を支援することにより、生涯を通じた健康維持・増進を支援します。

(2) 地域での医療体制等の充実

医療機関の受診にあたり、特に配慮が必要な方に対応するため、休日・夜間における救急体制、訪問による診療体制等の充実を図ります。

また、地域移行後の精神障害者や依存症者への支援を充実し、地域への円滑な移行と定着を進めるとともに、発達障害に関する研修を実施し、対応力の向上を図ります。



基本目標5 障害児に対する支援の充実

～子どもの成長に合わせた切れ目のない支援体制の構築～

(1) 早期発見・早期療育の体制の整備

乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、療育センター等での検査・判定機能の充実を図るとともに、関連機関との連携により、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害児の保護者に対する支援を強化します。

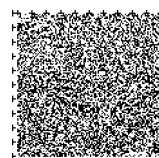
(2) 障害児支援の充実

障害児に対し、療育センターの専門的療育の充実を図るとともに、障害児保育、幼稚園での特別支援教育、児童発達支援などの各種サービスの実施体制を強化します。

(3) 学校教育の充実

関係機関の連携のもと、入学から卒業後の進路まで、一貫した特別支援教育の充実を図るとともに、医療的ケアや常時介護を必要とする児童への支援、専門的な知識・経験を有する相談員等の学校への派遣などにより、児童生徒の支援体制の整備と指導力の向上を図ります。

また、児童生徒の学習環境の充実として教室の改修や備品の整備を行うとともに、就学に伴う経済的負担の軽減を図ります。



基本目標6

生活環境の整備

～障壁がなく誰もが安全・安心に過ごせる都市基盤の整備～

(1) 住環境の整備

障害者の生活の場を確保するため、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、グループホームの整備や障害者向け市営住宅の整備を促進します。

また、障害者のグループホーム等の家賃助成を行い、経済的負担を軽減します。

(2) 公共施設等の整備

公共施設はもとより、公共性の高い施設等の建築主に対して指導や助言を行うことなどにより、オストメイト対応トイレ設備の整備など、バリアフリー化の取組みを促進します。

また、障害者の意見を取り入れながら施設設備の改修等を進めます。

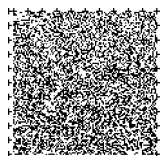
(3) 安全な交通の確保

障害者がバリアを感じることなく気軽に外出できるよう、建物や公園、公共交通機関、道路などのバリアフリー化を進める一方、交通マナーの普及や放置自転車対策など、安全な交通環境の確保に努めます。

(4) 防犯・防災体制の整備

障害者が地域において安心して暮らせるよう、防犯街灯の設置・維持管理に対する助成や市民防犯活動を支援します。

また、災害発生時の救援・救助体制、避難支援体制を構築するほか、避難所における支援の充実を図ります。



第3部 障害福祉サービス提供の見込量等 (第5期千葉市障害福祉計画)

◆平成32年度までに達成すべき目標

1 施設入所者の地域生活への移行

こく 目	もくひょうち 目標値	び 考
ち いきせいかつ い こうしやう 地域生活移行者数	にん いじょう 51人以上	へいせい ねん ど まつ じ てん し せつにゆうしやう 平成28年度末時点の施設入所者数(560人)の9%以上

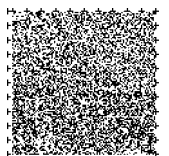
障害者が地域で自立した生活を営むために、居住の場であるグループホームの整備を進めるほか、地域移行に向けた相談機能を一層充実させるとともに、関係機関との連携を強化することにより、安心して暮らしていくための仕組みを強化します。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 精神病床における早期退院

こく 目	もくひょうち 目標値
せいしんびやうしやう そう き たいいんりつ 精神病床における早期退院率	にゅういんご げつ じ てん 入院後3か月時点 69%以上
	にゅういんご げつ じ てん 入院後6か月時点 84%以上
	にゅういんご ねん じ てん 入院後1年時点 90%以上

市内の精神科病院や地域の事業所等と連携しながら、入院後3か月、6か月、1年時点における入院長期化の理由及び背景を分析し、地域での受け皿調整や、その他必要な対応について協議、実施をしていきます。あわせて、当事者等を対象とした地域移行支援プログラムや、退院及び地域移行支援に携わる職員等に向けた研修会を開催するなどの取り組みを行います。



3 地域生活支援拠点等の整備

こく 目 項 目	もくひょうち 目標値
ち いきせい かつ し えんきょ てんとう せい び 地域生活支援拠点等の整備	3 か所

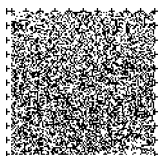
平成 31 年度及び平成 32 年度にそれぞれ 1 か所ずつ増設します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

こく 目 項 目	もくひょうち 目標値	び 考 備 考
いっばんしゅうろうい こうしやう 一般就労移行者数	177 人以上	平成 28 年度の一般就労への移行実績（118 人）の 1.5 倍以上

こく 目 項 目	もくひょうち 目標値
しゅうろうていちゃくし えん じぎょう 就労定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率	8 割以上

障害者の一般就労に向けて、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、障害者一人ひとりの状況を踏まえた、就労相談、職業訓練、職場実習等の充実を図るとともに、就労後の定着支援等を通じて企業等に対する障害者雇用の一層の理解と協力を求めています。



◆指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

1 指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策

(1) 訪問系サービス

障害福祉サービス事業者には、連絡協議会や事業者説明会等を通じて、ホームヘルパーの増員を働きかけるとともに、介護サービス事業者には、指定居宅サービス事業者等連絡会議等を通じて、障害福祉サービス事業への参入を促します。

また、居宅介護及び重度訪問介護については、ホームヘルパーが医療的ケアを必要とする重度障害者等に対しても支援を行えるよう、必要な研修の受講を支援します。

同行援護及び行動援護については、事業者の参入を促進するとともに、利用者への情報提供に努めます。

重度障害者等包括支援は、居宅介護、短期入所、生活介護等複数のサービスを提供している事業者等に、事業の実施を働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

「障害者支援版起業塾」の開催等により、事業者の参入を促進します。

また、指定事業者等への説明会において必要な情報提供を行うなどを通じて、事業者の参入を促進します。

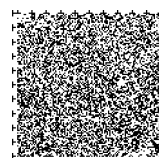
(3) 居住系サービス

共同生活援助は、民間事業者の参入により事業者数は増加していますが、施設や精神科病院からの地域移行を更に促進するとともに、介助者の高齢化によるニーズの増加に対応するため、必要な助成を行い、積極的な整備を進めます。

(4) 相談支援

指定相談支援事業者の確保に努めます。

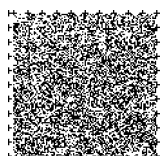
また、従事する相談支援専門員を養成するため、指定相談支援事業者に対し、相談支援従事者研修の受講等を促します。



◆指定障害福祉サービス等の見込量

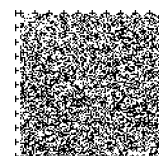
1 訪問系サービス

サービスの種類	単 位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	利用者数（実人／月）	1,207	1,263	1,320
	利用量（時間分／月）	29,692	31,070	32,472
重度訪問介護	利用者数（実人／月）	90	103	117
	利用量（時間分／月）	27,189	31,116	35,345
同行援護	利用者数（実人／月）	206	216	227
	利用量（時間分／月）	3,976	4,169	4,381
行動援護	利用者数（実人／月）	40	42	45
	利用量（時間分／月）	684	718	769
重度障害者等包括支援	利用者数（実人／月）	1	1	1
	利用量（時間分／月）	420	420	420



2 日中活動系サービス

サービスの種類	単 位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用者数（実人／月）	1,833	1,907	1,985
	利用量（延人日／月）	37,210	38,712	40,296
自立訓練（機能訓練）	利用者数（実人／月）	11	11	11
	利用量（延人日／月）	217	217	217
自立訓練（生活訓練）	利用者数（実人／月）	72	74	77
	利用量（延人日／月）	1,267	1,302	1,355
就労移行支援	利用者数（実人／月）	468	559	667
	利用量（延人日／月）	8,003	9,559	11,406
就労継続支援（A型）	利用者数（実人／月）	286	355	440
	利用量（延人日／月）	5,863	7,278	9,020
就労継続支援（B型）	利用者数（実人／月）	778	845	915
	利用量（延人日／月）	14,004	15,210	16,470
就労定着支援	利用者数（実人／月）	138	158	177
療養介護	利用者数（実人／月）	82	85	88
	利用量（延人日／月）	2,542	2,635	2,728



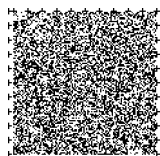
サービスの種類	単 位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所（福祉型）	利用者数（実人／月）	335	355	377
	利用量（延人日／月）	2,948	3,124	3,318
短期入所（医療型）	利用者数（実人／月）	47	47	47
	利用量（延人日／月）	263	263	263

3 居住系サービス

サービスの種類	単 位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用者数（実人／月）	41	42	43
共同生活援助（グループホーム）	利用者数（実人／月）	544	593	646
施設入所支援	利用者数（実人／月）	754	754	754

4 相談支援

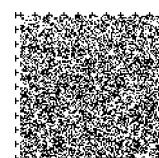
サービスの種類	単 位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数（実人／月）	790	884	983
地域移行支援	利用者数（実人／月）	15	18	21
地域定着支援	利用者数（実人／月）	41	42	44



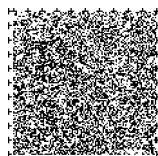
◆地域生活支援事業の実施に関する事項

1 必須事業

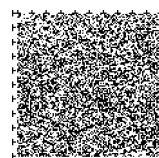
事業の種類	事業名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進 研修・啓発事業	①心の輪を広げる理解促進事業	実施の有無	実施	実施	実施
	②障害者福祉大会	実施の有無	実施	実施	実施
自発的 活動支援事業	①本人活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
	②精神障害者明るいくらし促進事業	実施の有無	実施	実施	実施
	③精神障害者家族セミナー	実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	7	7	7
専門性の高い 相談支援事業	①障害児等療育支援事業	箇所数	11	11	11
	②発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1	1	1
		実利用 見込者数	1,131	1,243	1,372
成年後見制度利用支援事業		実利用 見込者数	31	54	94
意思疎通支援事業	①手話通訳者設置事業	実設置 見込者数	7	7	7
	②手話通訳者夜間派遣等事業	実施の有無	実施	実施	実施



事業の種類	事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
専門性の高い 意思疎通支援を 行う者の派遣事業	①手話通訳者派遣事業	延利用 みこみしゃすう 見込者数	2,432	2,656	2,901
	②要約筆記者派遣事業	延利用 みこみしゃすう 見込者数	257	278	300
	③盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	延利用 みこみしゃすう 見込者数	307	307	307
専門性の高い 意思疎通支援を 行う者の 養成研修事業	①手話通訳者養成研修事業	じつしゅうりよう 実修了 みこみしゃすう 見込者数	20	0	20
	②要約筆記者養成研修事業	じつしゅうりよう 実修了 みこみしゃすう 見込者数	10	0	10
	③盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	じつしゅうりよう 実修了 みこみしゃすう 見込者数	6	6	6
にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具 給付等事業	①介護・訓練支援用具	きゅうふ、とう 給付等 みこみけんすう 見込件数	54	54	54
	②自立生活支援用具	きゅうふ、とう 給付等 みこみけんすう 見込件数	149	149	149
	③在宅療養等支援用具	きゅうふ、とう 給付等 みこみけんすう 見込件数	115	115	115
	④情報・意思疎通支援用具	きゅうふ、とう 給付等 みこみけんすう 見込件数	141	141	141
	⑤排泄管理支援用具	きゅうふ、とう 給付等 みこみけんすう 見込件数	16,834	17,002	17,172
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	きゅうふ、とう 給付等 みこみけんすう 見込件数	13	13	13

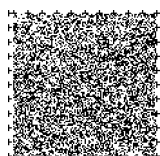


じぎょう しゅるい 事業の種類	じぎょうめい 事業名	たん い 単 位	へいせい ねん ど 平成30年度	へいせい ねん ど 平成31年度	へいせい ねん ど 平成32年度
い どう し えん じぎょう 移動支援事業		じつ り よう 実利用 み こみしやすう 見込者数	761	791	823
		のべ り よう 延利用 み こみ し かんすう 見込時間数	87,515	90,965	94,645
ち いき かつどう し えん 地域活動支援 センター事業	①Ⅰ型	か しよすう 箇所数	6	6	6
		じつ り よう 実利用 み こみしやすう 見込者数	439	439	439
	②Ⅱ型	か しよすう 箇所数	2	2	2
		じつ り よう 実利用 み こみしやすう 見込者数	70	70	70
	③Ⅲ型	か しよすう 箇所数	15	15	15
		じつ り よう 実利用 み こみしやすう 見込者数	412	412	412
はったつしょうがいしゃし えん ち いききょうぎ かい 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業		きょうぎ かい 協議会の かいさい み こみすう 開催見込数	0	0	1

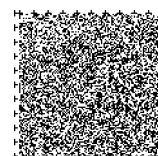


2 任意事業

事業の種類	事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
にちじょうせいかつし えん 日常生活支援	①福祉ホーム運営事業	箇所数	1	1	1
		実利用 みこみしゃすう 見込者数	5	5	5
	②訪問入浴サービス事業	箇所数	15	15	15
		実利用 みこみしゃすう 見込者数	37	37	37
	③生活訓練等事業				
	盲婦人家庭生活訓練事業	実施の有無	実施	実施	実施
	盲青年社会生活教室開催事業	実施の有無	実施	実施	実施
	中途失明者緊急生活訓練事業	実施の有無	実施	実施	実施
	視覚障害者自立生活訓練等 事業	実施の有無	実施	実施	実施
	ろうあ者社会生活教室 開催事業	実施の有無	実施	実施	実施
	④日中一時支援事業	実利用 みこみしゃすう 見込者数	615	615	615
	⑤発達障害等に関する巡回相談員 整備事業	実施の有無	実施	実施	実施



じぎょう しゅるい 事業の種類	じぎょうめい 事業名	たん い 単 位	へいせい ねん ど 平成30年度	へいせい ねん ど 平成31年度	へいせい ねん ど 平成32年度
しゃがいさん か し えん 社会参加支援 じぎょう 事業	①レクリエーション活動等支援 かつどうとう し えん				
	しんたいしょうがいしゃ たいかい 身体障害者スポーツ大会 かいさい じぎょう 開催事業	じっ し う む 実施の有無	じっ し 実施	じっ し 実施	じっ し 実施
	ゆうあいピック開催事業 かいさい じぎょう	じっ し う む 実施の有無	じっ し 実施	じっ し 実施	じっ し 実施
	せいしんしょうがいしゃ 精神障害者ソフトバレーボール たいかいかいさい じぎょう 大会開催事業	じっ し う む 実施の有無	じっ し 実施	じっ し 実施	じっ し 実施
	②芸術文化活動振興 げいじゅつぶんか かつどう しんこう				
	しょうがいしゃさくひんてんがいさいじぎょう 障害者作品展開催事業	じっ し う む 実施の有無	じっ し 実施	じっ し 実施	じっ し 実施
	こころ 心のふれあいフェスティバル かいさい じぎょう 開催事業	じっ し う む 実施の有無	じっ し 実施	じっ し 実施	じっ し 実施
	③点字・声の広報等発行 てん じ こえ こうほうとうはっこう				
	てん じ し せい はっこう じぎょう 点字市政だより発行事業	じっ し う む 実施の有無	じっ し 実施	じっ し 実施	じっ し 実施
	こえ し せい はっこう じぎょう 声の市政だより発行事業	じっ し う む 実施の有無	じっ し 実施	じっ し 実施	じっ し 実施
	④奉仕員養成研修事業 ほう し いんようせいけんしゅうじぎょう				
	てんやくほう し いんようせいけんしゅうじぎょう 点訳奉仕員養成研修事業	じつしゅうりよう 実修了 み こみしやすう 見込者数	11	11	11
	ろうどくほう し いんようせいけんしゅうじぎょう 朗読奉仕員養成研修事業	じつしゅうりよう 実修了 み こみしやすう 見込者数	10	10	10
しゅうぎょうしゅうろうし えん 就業・就労支援	ち てきしょうがいしゃしょくおやいたくじぎょう 知的障害者職親委託事業	じつ り よう 実利用 み こみしやすう 見込者数	1	1	1



第4部 障害児通所支援等の見込量等 （第1期千葉市障害児福祉計画）

◆平成32年度までに達成すべき目標

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目	目標値	備 考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	平成30年度末までに設置

第1期計画の策定に係る国の基本指針では、医療的ケア児が適切に支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、平成30年度末までに設置することとしています。

本市においては、同指針に沿って設置することを目指します。

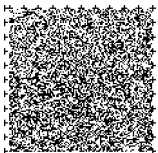
◆指定通所支援等の見込量と確保の方策

指定通所支援等の見込量確保の方策

指定事業者等への説明会における情報提供などを通じて事業者の参入を促進します。なお、障害児入所支援は、既存施設において対応していきます。

さらに、障害児相談支援については、指定相談支援事業者の確保に努めます。

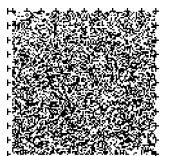
また、従事する相談支援専門員を養成するため、指定相談支援事業者に対し、相談支援従事者研修の受講等を促します。



し てい つう しよ し えん と う み こみりょう
◆指定通所支援等の見込量

にっちゅうかつどう けい
1 日中活動系サービス

サービスの種類 しゅるい	単 位 たん い	平成 30 年度 へいせい ねん ど	平成 31 年度 へいせい ねん ど	平成 32 年度 へいせい ねん ど
じ どうはったつ し えん 児童発達支援	り ようにんずう じつにん つき 利用人数（実人／月）	1,129	1,411	1,764
	り ようりょう のべにんにち つき 利用量（延人日／月）	8,979	12,121	16,364
いりょうがた じ どうはったつ し えん 医療型児童発達支援	り ようにんずう じつにん つき 利用人数（実人／月）	60	64	68
	り ようりょう のべにんにち つき 利用量（延人日／月）	412	428	445
ほう か ご とう 放課後等デイサービス	り ようにんずう じつにん つき 利用人数（実人／月）	1,541	1,880	2,293
	り ようりょう のべにんにち つき 利用量（延人日／月）	19,818	24,178	29,497
ほい く しやとうほうもん し えん 保育所等訪問支援	り ようにんずう じつにん つき 利用人数（実人／月）	15	20	25
	り ようりょう のべにんにち つき 利用量（延人日／月）	30	40	50
きょたくほうもんがた じ どうはったつ し えん 居宅訪問型児童発達支援	り ようにんずう じつにん つき 利用人数（実人／月）	1	1	1
	り ようりょう のべにんにち つき 利用量（延人日／月）	1	1	1

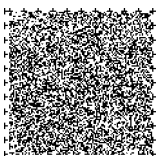


2 居住系サービス

サービスの種類	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉型障害児入所支援	利用人数（実人／月）	40	44	49
医療型障害児入所支援	利用人数（実人／月）	27	27	27

3 相談支援

サービスの種類	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	利用人数（実人／月）	397	472	562
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	配置人数	0	0	1



第5部 計画の推進に向けて

1 関係機関・地域等との連携

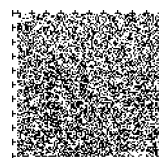
障害者施策は、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とするものであり、また身近な地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するためには、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、サービス提供事業者、障害者団体、社会福祉協議会等の関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、民間企業、医療機関、国・県などの関係行政機関等との連携強化に努めます。

2 進行管理と評価

本計画に基づき、各施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、目標量を設定している事業については、その達成状況について、点検・評価を行い、障害者施策推進協議会に報告します。

3 計画の弾力的運用

法改正等に伴う制度改正や、障害者の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化に応じて計画の弾力的運用に努めます。



だい じ ち ば し しょう がい しゃ けい かく
第4次千葉市障害者計画
だい き ち ば し しょう がい ふく し けい かく
第5期千葉市障害福祉計画
だい き ち ば し しょう がい じ ふく し けい かく
第1期千葉市障害児福祉計画
(へい せい ねん ど ねん ど)
(平成30年度～32年度)

がい よう ばん
概要版

はっ こう ねん げつ へい せい ねん がつ
発行年月 平成30年3月
へん しゅう はっ こう ち ば し ほ けん ふく し きょく こう れい し ょ う が い ふ し ょ う が い し ゃ じ り つ し え ん か
編集・発行 千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課
じゅう しょ ち ば し ちゅう おう く ち ば み な と ばん ごう
住所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
でん わ
電話 043 (245) 5175
F A X 043 (245) 5549
E - mail shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

ひょう し およ うらびょう し
表紙及び裏表紙

へい せい ねん ど こころ わ ひろ しょう が い し ゃ り かい そく し ん じ き ょ う しょう が い し ゃ し ゅ う が ん
平成29年度心の輪を広げる障害者理解促進事業「障害者週間のポスター」

ひょう し ちゅう が く せい ぶ さい ゆう し ゅ う し ょ う じ ゅ し ょ う さ く ひ ん さ く し り つ は な ぞ の ち ゅ う が つ こ う こ ば や し も え
表紙：中学生の部最優秀賞受賞作品（作 市立花園中学校 小林 萌恵さん）

うらびょう し ひだりう え しょう が く せい ぶ ゆう し ゅ う し ょ う じ ゅ し ょ う さ く ひ ん さ く し り つ そ が し ょ う が つ こ う こ い す み し え
裏表紙：【左上】小学生の部優秀賞受賞作品（作 市立蘇我小学校 小泉 詩絵さん）

みぎう え ちゅう が く せい ぶ ゆう し ゅ う し ょ う じ ゅ し ょ う さ く ひ ん さ く し り つ あ さ ひ が お か ち ゅ う が つ こ う き の し た あ や
【右上】中学生の部優秀賞受賞作品（作 市立朝日ヶ丘中学校 木下 彩さん）

ひだりした ちゅう が く せい ぶ ゆう し ゅ う し ょ う じ ゅ し ょ う さ く ひ ん さ く し り つ と け み な み ち ゅ う が つ こ う お に ざ わ あ か ね
【左下】中学生の部優秀賞受賞作品（作 市立土気南中学校 鬼澤 茜さん）

みぎした しょう が く せい ぶ ゆう し ゅ う し ょ う じ ゅ し ょ う さ く ひ ん さ く し り つ そ が し ょ う が つ こ う あ ま た つ こ う き
【右下】小学生の部優秀賞受賞作品（作 市立蘇我小学校 天辰 公紀さん）

